

農畜水産物等の放射性物質検査計画（平成28年度第3四半期分）

宮 城 県  
平成28年10月1日

「農畜水産物等の放射性物質検査について」（平成28年3月25日付け生食発0325第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知。以下「検査通知」という。）に基づき、県内で生産される農産物、林産物、畜産物、水産物及び野生鳥獣並びに県内で販売される食品の検査計画を下記のとおり策定しましたのでお知らせします。

記

1 検査対象品目

検査通知の別紙の3に掲げる品目のうち、県内で生産され、又は販売される次の食品

(1) 農産物

下記品目のうち、計画期間に収穫期を迎える品目

ア 国民の摂取量を勘案した主要品目

(ア) 淡色野菜類

ダイコン、キャベツ、ハクサイ、タマネギ、キュウリ

(イ) 緑黄色野菜類

ニンジン、ホウレンソウ、トマト

(ウ) イモ類

ジャガイモ、サツマイモ、サトイモ

(エ) 果実類

かんきつ類、リンゴ、ブドウ、ナシ

イ 生産状況を勘案した主要品目

ホウレンソウ、いちご、なす、そらまめ、こまつな、みずな、しゅんぎく、レタス、ブロッコリー、ねぎ、こねぎ、にら、えだまめ、つるむらさき

ウ その他

穀類（米、麦類、そば）及び豆類（大豆）については、個別計画により対応する。

(2) 林産物

下記品目のうち、計画期間に収穫期を迎える品目

ア 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目（露地物を優先して選択。栽培物を含む。）

野生きのこ類、うど、くさそてつ（こごみ）、こしあぶら、ぜんまい、たけのこ、たらのめ、ふき、ふきのとう、わらび、おおばぎぼうし（うるい）

イ 基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目（アに掲げる品目を除く。）（露地物を優先して選択。栽培物を含む。）

原木しいたけ（露地栽培、施設栽培）、原木まいたけ（露地栽培）、うわばみそう（みず）、ねまがりたけ、もみじがさ（しどけ）

(3) 畜産物

ア 原乳

県内の5箇所の集乳施設(クーラーステーション等)からそれぞれ採取した原乳について検査を行う。

イ 牛肉

「出荷・検査方針」(平成23年8月19日原子力災害対策本部長へ提出、平成27年11月4日見直し)に基づき、肥育牛及び廃用牛等の出荷時検査を行う。(ただし、廃用牛については事前に生体検査を実施する。)

(4) 水産物

下記品目のうち、計画期間に漁獲される海産魚種及び内水面魚種

ア 基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目

(ア) 海産魚種

ヒラメ、カレイ類(2群)、メバル・ソイ・カサゴ類(主な生息地が100m以浅の品目)、エイ類、クロダイ、スズキ、マダコ

(イ) 内水面魚種

ワカサギ、イワナ・ヤマメ・マス類、ギンブナ・コイ・ウグイ、ウナギ、アユ、アメリカナマズ

イ 平成27年4月1日以降に出荷制限を解除された品目

スズキ

ウ 過去に県による出荷自粛をかけた品目

アイナメ

(5) 野生鳥獣

下記品目のうち計画期間に捕獲される野生鳥獣の肉類

ア 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目

イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ

イ 県内での生息数が多い品目(アに掲げる品目を除く。)

カルガモ、キジ

(6) 食品

本県において流通している食品(生産者及び製造・加工者の情報が明らかなもの)(乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜類及び乾燥果実類等乾燥して食用に供されるもの(水戻しして基準値(100Bq/kg)が適用される食品を除く。))等の加工品を含む。

2 検査対象市町村等の設定

(1) 基準値を超える放射性セシウムを検出した品目の検査

ア 平成27年4月以降、県内で基準値を超える放射性セシウムが確認された品目

当該品目から基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地域及び主要な産地において市町村ごとに3検体以上実施する。

その他の市町村では1検体以上実施する。

イ 平成27年4月以降、県内で基準値の1/2を超える放射性セシウムが確認された品目(アを除く。)

当該品目から基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地域において市町村ごとに3検体以上実施する。

その他の市町村では1検体以上実施する（県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上実施することもできる。）

(2) 基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した品目の検査

平成27年4月以降、県内で基準値の1/2を超える放射性セシウムが確認された品目について、当該品目から基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地域においては市町村ごとに3検体以上、その他の地域においては市町村ごとに1検体以上（県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上とすることもできる。）、それぞれ実施する。

(3) 検体採取を行う地点の選択に当たっては、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果、過去に当該品目の検査で基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地点等を勘案するとともに、放射性セシウム濃度が高くなる原因の一部が判明している品目については、当該要因が当てはまる地点を優先して選択する。

(4) 水産物については、本県沖合海面を7つの海域に区分し、同様に実施する。

### 3 検査の頻度

週1回程度（ただし、品目の生産・出荷等の実態に応じて検査を実施するものとする。）

農産物、野生のきのこ・山菜などのように収穫時期が限定されている品目については収穫の段階で検査を実施する。

乳については2週間に1回以上とする。

水産物については、原則として週1回程度とし、漁期のある品目については、漁期開始前に検査を実施し、漁期開始後は週1回程度の検査を継続する。

ただし、基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は検査頻度を強化する。

### 4 検査計画及び検査結果の公表

検査計画及び検査結果については、県ホームページ（放射能情報サイトみやぎ）で公表する。

### 5 検査結果に基づく措置

(1) 出荷前の農産物、林産物、畜産物及び水産物等については、基準値を超えた場合は出荷の自粛を要請し、市場に流通させない措置をとる。

(2) 基準値を超えた食品については、食品衛生法により廃棄、回収等の必要な措置をとる。

なお、加工食品が基準値を超えた場合には、食品衛生法による措置のほか、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講じる。

### 6 出荷制限後の検査計画の見直し

原子力災害対策本部より出荷制限の指示が出た品目・区域については、検体の採取が可能な品目については、継続して検査を実施し、実態を把握することとする。

また、一部出荷制限解除品目については、県が定める管理計画に基づく頻度にて検査を行うこととする。

※農畜水産物等の検査計画の詳細は別紙のとおりです。

(別紙)

県内農畜水産物等の放射性物質検査計画【平成28年度第3四半期分】

宮城県

| 区分  | 月別種別計画  |   |   | 備考  |   |  |
|-----|---------|---|---|---|---|--|
|     | 10月     | 11月   | 12月   |   |   |  |
| 農産物 | 穀類      | 米<br>大豆<br>ソバ<br>(50点程度)  | 大豆<br>ソバ<br>(140点程度)  | 大豆<br>ソバ<br>(70点程度)   |   |  |
|     | 野菜類・果実類 | カブ<br>コマツナ<br>サトイモ<br>ダイコン<br>ハクサイ<br>ブロッコリー<br>ホウレンソウ<br>リンゴ<br>レタス<br>(160点程度)                          | カキ<br>コマツナ<br>シュンギク<br>ツボミナ<br>ネギ<br>ハクサイ<br>ホウレンソウ<br>ユズ<br>リンゴ<br>アズキ<br>(130点程度)               | イチゴ<br>コマツナ<br>シュンギク<br>ホウレンソウ<br>ユキナ<br>(100点程度)                     |   |  |
| 林産物 | きのこ類    | 野生きのこ<br>原木しいたけ<br>原木ひらたけ<br>原木なめこ<br>菌床しいたけ<br>菌床ひらたけ<br>菌床なめこ<br>菌床まいたけ<br>菌床はたけしめじ<br>乾しいたけ<br>(90点程度) | 野生きのこ<br>原木しいたけ<br>原木むきたけ<br>原木なめこ<br>菌床なめこ<br>菌床ひらたけ<br>菌床しいたけ<br>菌床はたけしめじ<br>ムラサキシメジ<br>(80点程度) | 野生きのこ<br>原木しいたけ<br>菌床しいたけ<br>菌床なめこ<br>菌床まいたけ<br>乾しいたけ<br>(40点程度)      |   |  |
|     | 山菜類     | 山ぶどう<br>ぎんなん<br>くり<br>あけび<br>くるみ<br>(10点程度)   | じねんじょ<br>ぎんなん<br>葉わさび<br>(10点程度)  | <br><br><br><br><br>(0点)  |   |  |
| 畜産物 |         | 原乳<br>(10点)   | 原乳<br>(10点)   | 原乳<br>(10点)   |   |  |
|     |         | 牛肉<br>(出荷牛全頭2,600頭)   | 牛肉<br>(出荷牛全頭2,600頭)   | 牛肉<br>(出荷牛全頭2,600頭)   |   |  |
| 水産物 | 海産魚種    | 表層  | カタクチイワシ<br>マイワシ<br>サバ類<br>マアジ<br>サンマ  | カタクチイワシ<br>マイワシ<br>サバ類<br>マアジ<br>サンマ                                  | カタクチイワシ<br>マイワシ<br>サバ類<br>マアジ<br>サンマ                                  |  |
|     |         | 中層  | スズキ<br>アイナメ<br>ソイ<br>メバル<br>マダイ<br>クロダイ<br>ヒガンフグ<br>スルメイカ<br>ヤリイカ                                 | スズキ<br>アイナメ<br>ソイ<br>メバル<br>マダイ<br>クロダイ<br>ヒガンフグ<br>スルメイカ<br>ヤリイカ     | スズキ<br>アイナメ<br>ソイ<br>メバル<br>マダイ<br>クロダイ<br>ヒガンフグ<br>スルメイカ<br>ヤリイカ     |  |
|     |         | 底層  | ヒラメ類<br>カレイ類<br>タラ類<br>アナゴ類<br>キチジ<br>エゾイソアイナメ<br>ケムシカジカ<br>タコ<br>シヤコ                             | ヒラメ類<br>カレイ類<br>タラ類<br>アナゴ類<br>キチジ<br>エゾイソアイナメ<br>ケムシカジカ<br>タコ<br>シヤコ | ヒラメ類<br>カレイ類<br>タラ類<br>アナゴ類<br>キチジ<br>エゾイソアイナメ<br>ケムシカジカ<br>タコ<br>シヤコ |  |

|      |       |     |   |  |  |              |
|------|-------|-----|---|--|--|--------------|
|      |       | 貝類  | アカガイ(もしくはアサリ)<br>ツブガイ<br>キタムラサキウニ   | アカガイ(もしくはアサリ)<br>ツブガイ<br>キタムラサキウニ  | アカガイ(もしくはアサリ)<br>ツブガイ<br>キタムラサキウニ  |              |
|      |       | 海藻類 | ノリ  | ノリ   | ノリ   |              |
|      |       |     | (190点程度)  | (190点程度)   | (190点程度)   |              |
|      | 内水面魚種 |     |   |  |  |              |
|      |       | 下流域 | ウグイ<br>アユ<br>ウナギ  | ウグイ<br>アユ<br>ウナギ   | ウグイ<br>アユ<br>ウナギ   |              |
|      |       | 上流域 | イワナ<br>ヤマメ  | イワナ<br>ヤマメ   | イワナ<br>ヤマメ   |              |
|      |       |     | (10点程度)   | (10点程度)  | (10点程度)  |              |
| 野生鳥獣 |       |     | イノシシ<br>ニホンジカ<br>ツキノワグマ<br>キジ<br>カルガモ   | イノシシ<br>ニホンジカ<br>ツキノワグマ  | イノシシ<br>ニホンジカ<br>ツキノワグマ  |              |
|      |       |     | (16点程度)   | (17点程度)  | (17点程度)  |              |
| 食品   |       |     | ミネラルウォーター・緑茶<br>乳・乳飲料<br>乳児用食品<br>発酵乳・乳酸菌飲料(乳<br>児用以外)<br>食肉製品等食肉加工品・<br>鶏肉・鶏卵<br>乾燥野菜(果実)・ジャ<br>ム・野菜(果実)ジュース<br>漬物<br>麺類等穀物加工品・豆類<br>加工品・こんにやく<br>そうざい<br>豚・めん山羊・馬 | ミネラルウォーター・緑茶<br>乳・乳飲料<br>発酵乳・乳酸菌飲料(乳<br>児用以外)<br>食肉製品等食肉加工品・<br>鶏肉・鶏卵<br>乾燥野菜(果実)・ジャ<br>ム・野菜(果実)ジュース<br>漬物<br>麺類等穀物加工品・豆類<br>加工品・こんにやく<br>そうざい<br>豚・めん山羊・馬 | 乳・乳飲料<br>乳児用粉ミルク<br>発酵乳・乳酸菌飲料(乳<br>児用以外)<br>食肉製品等食肉加工品・<br>鶏肉・鶏卵<br>魚介類加工品・水産加工<br>品<br>漬物<br>麺類等穀物加工品・豆類<br>加工品・こんにやく<br>そうざい<br>豚・めん山羊・馬 | 等<br>(34点程度) |
|      |       |     | 等<br>(34点程度)  | 等<br>(34点程度)   | 等<br>(34点程度)   |              |